する。この場合において、第十一条第一項中「除染等業務従事者」とあるのは「電離則第四条第一項の放射線業務従事者（次項及び第十四条において単に「放射線業務従事者」という。）」と、同条第二項中「除染等業務従事者」とあるのは「放射線業務従事者」と、同条第三項中「除染等業務」とあるのは「電離則第二条第三項の放射線業務」と、第十四条第一項中「除染等業務が」とあるのは「密封されていない電離則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業が」と、「除染等作業」とあるのは「密封されていない放射性物質を取り扱う作業」と、「除染等業務従事者」とあるのは「放射線業務従事者」と、同条第二項及び第三項中「除染等業務従事者」とあるのは「放射線業務従事者」と、同条第四項中「除染等作業」とあるのは「密封されていない電離則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業」と、第十五条第一項本文中「除染等業務」とあるのは「密封されていない電離則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業」と、同条第二項ただし書中「第十三条第一項本文」とあるのは「電離則第三十七条第一項本文」と、「除染等業務」とあるのは「密封されていない電離則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業」と、同条第三項中「除染等作業」とあるのは「密封されていない電離則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業」とする。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の電離放射線障害防止規則様式第一号の二の電離放射線健康診断個人票とみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## ○国土交通省令第四十二号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十条第四項、第八十一条第一項（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第三項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項、第八十三条第二項、第百十一条、第百十七条の三第二項並びに第百十九条の二並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十六第四項の規定に基づき、船員法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

### 船員法施行規則等の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）

**第一条**　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （健康証明書）<br>**第五十五条**　法第八十三条第一項の健康証明書は、第五十七条に掲げる医師（以下「指定医師」という。）が、次に掲げる検査（指定医師以外の医師によるものを含む。）の結果に基づき、第二号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行つたものでなければならない。この場合において、当該検査は、当該判定時前三月以内に受けたものでなければならない。<br>一　既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）<br>二　業務歴の調査<br>三　自覚症状及び他覚所見の有無の検査 | （健康証明書）<br>**第五十五条**　法第八十三条の健康証明書は、第五十七条に掲げる医師（以下「指定医師」という。）が、次に掲げる検査（指定医師以外の医師によるものを含む。）の結果に基づき、第二号表による標準に合格した旨の判定を船員手帳の該当欄に行つたものでなければならない。この場合において、当該検査は、当該判定時前三月以内に受けたものでなければならない。<br>一　感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査<br>二　運動機能、視力、色覚（船長、甲板部の職員及び部員、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員並びに救命艇手に限る。）、聴力及び握力の検査 |